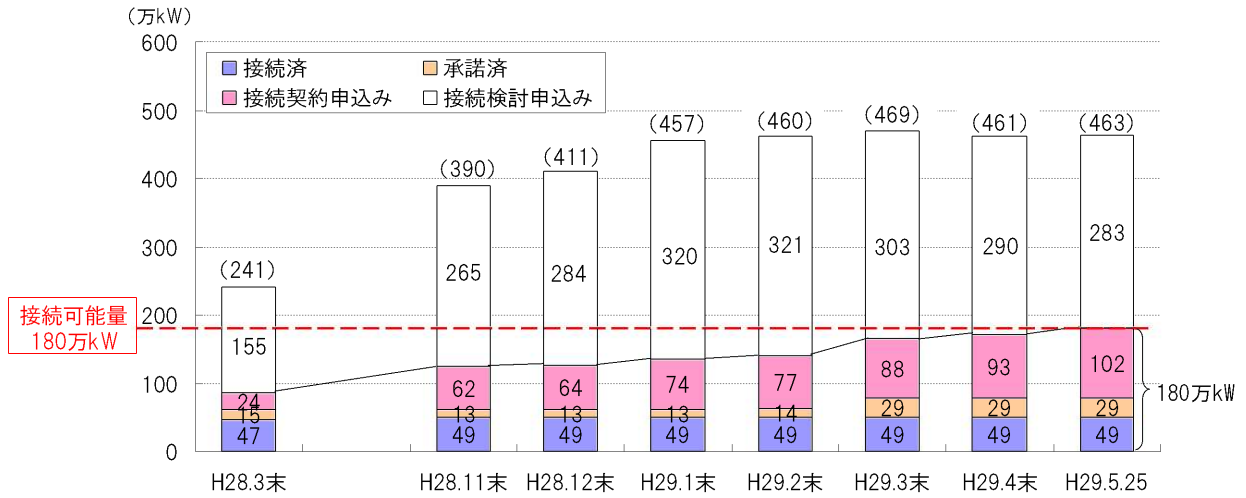


【風力発電設備の接続・申込み状況（離島除き）】



【風力発電設備の出力制御の適用の考え方】

	指定電気事業者指定前の 接続契約申込み (平成 29 年 3 月 6 日まで)	指定電気事業者指定後の接続契約申込み	
		申込み量が接続可能量に 到達前 (平成 29 年 3 月 7 日から 平成 29 年 5 月 25 日まで)	申込み量が接続可能量に 到達後 (平成 29 年 5 月 26 日以降)
20kW 以上	出力制御なし <sup>※1</sup>	出力制御あり (年間 720 時間まで無補償)	出力制御あり (無制限 <sup>※2</sup> ・無補償)
20kW 未満		出力制御あり (年間 720 時間まで 無補償)	

※1 平成 28 年 3 月 31 日までに接続検討申込みの 20kW 未満の風力発電設備については、平成 29 年 3 月 6 日までに接続契約申込みを受け付けたものとみなします

※2 需給上の必要に応じ、年間 30 日 (720 時間) を超えた出力制御が前提となります。  
 なお、出力制御の見通しは、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会  
 新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ (第 9 回 平成 28 年 11 月 25 日開催) で公開  
 しております